

事業者のみなさまへ

事業継続力強化割引のご案内

「中小企業・小規模事業者の災害対応力を高める」ことを目的として、事業継続力強化計画認定を取得した事業者を対象に、事業継続力強化割引制度を令和3年1月に新設いたしました。

事業継続力強化割引制度の概要

条件①

「**事業継続力強化計画認定**※1」
を取得していること。



条件②

共済金額（補償金額）が「**1億円**※2」
以上の契約であること。



上記の2条件に該当した場合、
「**10%の割引**」を適用できる可能性があります。

※1. 地方自治体のBCP認定・認証制度も含む

※2. 1共済契約証書の合計共済金額

「事業継続力強化計画」認定制度とは…

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。

認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策が活用いただけます。

中小企業・小規模事業者のみなさまの事業継続力の強化に、「**火災共済**」をご活用ください。

※このチラシは募集文書ではなく「事業継続力強化割引」制度の概要について記載したご案内文書です。詳細につきましては、当組合へお問合せください。なお、共済金をお支払いできない場合等の詳細につきましては「約款」、「特約」および「重要事項説明書」をご覧ください。

※青森県火災共済協同組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けします。



青森県火災共済協同組合